

## 広島県告示第六百九号

広島県統計調査条例（平成二十一年広島県条例第七号）第二条第一項に規定する県統計調査を次のとおり実施する。

令和六年六月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 調査を行う者の名称

広島県（一般社団法人 広島テレワーク協会に委託して実施）

二 調査の名称

広島県ひとり親家庭等自立支援施策の需要調査（寡婦調査）

三 調査の目的

広島県ひとり親家庭等自立促進計画の改定にあたり、県内の寡婦世帯の生活状況や就労状況等の調査を行い、現状とその問題点を把握するとともに、支援施策の検討を行い、計画に反映させることを目的とする。

四 調査対象の範囲

広島県全域

五 報告を求める事項

家庭の状況、子供の教育等の状況、就労の状況、家計の状況、生活の状況、福祉施策の利用の状況

六 報告を求める事項の基準となる期日

令和六年六月一日

七 報告を求める者

広島県内の寡婦世帯 百世帯（無作為抽出による）

八 報告を求めるために用いる方法

郵送調査

九 報告を求める期間

1 調査の周期

五年に一回

2 調査の実施期間

令和六年六月二十日から令和六年六月三十日まで